

## 資料 2

# 所有外管理資産の取扱について

---

# 所有外管理資産の概要について

## 所有外管理資産とは

一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産

(具体例)

国道、河川、港湾（岸壁、緑地など）、空港（特定地方管理空港）、土地改良施設（排水機場、農業用ダム、樋門など）、治山施設（治山ダム、保安林(防災林)造成、地すべり防止施設など）、砂防施設（堰堤、床固、地すべり防止施設など）、海岸（護岸、防砂堤、離岸堤など）

## 府制度導入時の整理（国道・河川）

### ● 第11回アドバイザリー会議

- ・大阪府が整備・管理する国道（指定区間外）や一級・二級河川については、財産の帰属は国だが、「支配」の要件を満たした場合、それらの整備に要した資本的支出を府の資産として計上する
- ・金銭的にあまりにも大きくなるとミスリーディングになる可能性があるため、試算が必要  
⇒ 試算結果
  - ・国道 土地：0.4兆円、工作物等(減価償却後)：0.3兆円
  - ・河川 土地：3.5兆円、工作物等(減価償却後)：0.3兆円

### ● 第14回アドバイザリー会議

- ・資産の実質的な所有（支配）の実態をより正確に財務諸表に表示するため、償却資産（工作物等）は、資産として計上する
- ・非償却資産（土地）は、今後取得するものも含めて、資産として計上しない

（理由）

償却資産（工作物等）は府の支出により形成したものだが、非償却資産（土地）の殆どは府の支出を伴わずに形成されたものであるため（特に面積の大半を占める河川は、自然公物であり、取得価額の評価は困難）



## 現状（国道・河川）

土地は計上せず、償却資産（工作物等）のみ計上

# 統一的な基準の改正を受けた府の対応

## 国の所有外管理資産に係る整理

- 令和7年度3月改正以前  
⇒ 地方公共団体が所有権を有しないことから「資産」に該当しない（費用に計上）
- 令和7年度3月改正において、現行の解釈を再整理  
⇒ 「資産」の該当性を所有権の有無で判断するのではなく、その実態を踏まえて整理することとし、  
所有外管理資産についても「資産」に位置づける  
(再整理の理由)
  - ①一定の地方負担を伴って整備されるとともに、各団体が一定の管理権限（維持・修繕等の工事の実施など）を有しているため
  - ②企業会計「資産」の該当性は、必ずしも所有権を有していることを条件とはしていないため

## 改正により必要となる対応

- 国道、河川については必ず計上（ただし、昭和59年度以前取得の土地は原則1円評価）
- 「その他の所有外管理資産」については、「重要性の乏しい資産」として位置づけ、資産計上しないことを許容  
※該当しうる「資産」を網羅的に把握し、すべての資産計上を求めるることは地方公共団体の実施可能性を損なうおそれもある。  
これは、所有外管理資産の定義に照らすと、様々な資産が該当しうるところ、該当資産の価額等の精査など、固定資産台帳の整備等に係る実務負担が大きいと考えられるため
- 原則、団体ごとに「重要性の乏しい資産」を資産計上する際の基準を設定  
※「重要性の乏しい資産」を資産計上する際の基準として、何らかの金額基準が考えられるが、地方公共団体ごとに資産規模が異なり、財務書類に与える影響も様々であるため

## 統一的な基準改正を受けた府の対応

- 国道・河川について、土地の件数・額・面積等を確認（償却資産（工作物等）は計上済のため）  
⇒ 都市整備部において、資産調査を実施（調査期間：令和7年4月11日～10月31日）
- 「その他の所有外管理資産」について、計上するか検討  
⇒ 未計上の資産について、資産計上するか未定の状況での資産の網羅的な把握は、所管所属の負担が過大  
よって、資産調査を実施するのではなく、件数・額等の推計確認のみ実施し、その結果を踏まえて計上するか検討
- 統一的な基準改正における対応とあわせて、府独自基準での取扱についても再整理を検討

# 国道・河川の土地の資産計上について

## 統一的な基準における対応

- 令和8年度決算から国道・河川の土地・償却資産（工作物等）を以下の取扱により計上する
- 統一的な基準では昭和59年以前取得資産は原則1円計上だが、府有資産計上方法と同様、全て取得価額（推計値含む）で計上する
- 統一的な基準で計上対象となっている河川本体の土地について、計上対象外とする（河川の土地は施設底地のみ計上対象とする）
- 国道の区域決定時に区域から外れた残地は、「その他の所有外管理資産」として扱う
- 制度導入時の資産調査（平成22年2月末時点）で調査済の資産は当該調査結果を使用し、資産計上（ただし、市町村移管等により面積等を修正する必要がある場合は修正）
- 平成22年3月以降に取得した資産について、制度導入時の資産調査と同様の手法で調査を実施し、資産計上

## 資産調査結果

国道：373件・約4,842億円 河川：6件・約117億円

## 府独自基準の再整理

- 制度導入時に土地を計上対象外とした理由の1つに、河川本体の土地の計上における課題（府の支出を伴わずに形成されたものであること、金額があまりにも大きくミスリードになること、自然公物であり取得価額の評価が困難であること）があったが、「統一的な基準における対応」と同様に、河川本体の土地を計上対象外とすることで、当該課題は解消される  
(参考：R6決算における各会計合算の資産計上額)  
総資産：約7兆8,782億円、インフラ資産/土地：1兆5,787億円 ※国道・河川の土地を資産計上する場合、総資産の増加率は約6%
- 河川本体の土地を計上対象外とする場合、土地（施設底地）についても「支配」の要件を満たし、資本的支出を伴う資産といえるため、制度導入時の整理を踏まえれば、資産計上対象とすることが妥当ではないか  
(参考：国ワーキンググループ資料より)  
『「支配」という観点から見ると、例えば道路における占用の禁止や河川整備計画の策定等の一定の支配を資産に及ぼす管理権限は、土地・工作物それぞれ単体だけに効果のあるものではなく、土地と工作物いずれに対しても効果を及ぼすものと考えられる。このように、管理権限の対象が土地と工作物を分けて考えるものではないため、資産計上の対象としても、土地と工作物のいずれも計上する方が自然ではないか。』

## 府独自基準における対応（案）

国道・河川（施設底地のみ）の土地を資産計上の対象に追加

# その他の所有外管理資産の取扱について

## 統一的な基準における対応

- 国研究会報告書（R 6.12月）で示された、  
資産総額に与える影響度が大きい資産があれば計上し、影響度が小さい資産は「重要性の乏しい資産」として位置づけ、計上しないことも許容  
という考え方を踏まえ検討  
⇒ その他の所有外管理資産について、台帳等や各所管所属へのヒアリング（令和7年1月実施）により確認したところ、  
資産総額に与える影響度が大きい資産は無いとみられることが判明（最大のものでも資産総額の2%未満）したため、  
全て「重要性の乏しい資産」として位置づけ、資産計上しないこととする

## 府独自基準に係る検討

- 統一的な基準と資産計上方針を合わせるために、府独自基準においても統一的な基準改正の対象となる令和8年度決算以降は、国研究会報告書における「その他の所有外管理資産」、「重要性の乏しい資産」の考え方（以下、「国考え方」という）を取り入れた上で、「重要性の乏しい資産」として資産計上しないことが妥当ではないか
- 砂防施設等の償却資産（工作物等）は河川における取扱と同様に資産計上済であるが、「重要性の乏しい資産」として位置付ける際には、資産計上の対象外となるため、費用へ振り替えるべきではないか



## 府独自基準における対応（案）

- 統一的な基準における対応と方向性を合わせるために、「国考え方」を取り入れ、「その他の所有外管理資産」の全てを「重要性の乏しい資産」として位置付け、資産計上しない
- 資産計上済の砂防施設等の償却資産（工作物等）が資産計上対象外となるため、資産から費用へと振り替える
- 上記の取扱は、統一的な基準改正に合わせ令和8年度決算からとする

# 注記記載案

## 重要な会計方針の変更（各会計合算）

### 重要な会計方針の変更

国の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂）」を踏まえ、令和8年度決算から、大阪府が整備に当たって一定の負担をし、法令等に基づく管理権限を有しているものの、所有権は有していない資産（所有外管理資産）の固定資産への計上については、以下の方針で取り扱うこととします。

#### ○所有外管理資産の取扱方針

以下に該当する所有外管理資産を固定資産として計上する

- ・道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道の敷地及び償却資産
- ・河川法第9条第2項に規定する指定区間の一級河川・二級河川の敷地（河川本体部を除く）及び償却資産

#### ○所有外管理資産の状況

会計	種類	部局	金額 (単位：百万円)	備考
○○会計	土地	○○部	○○○	令和7年度決算以前 から固定資産に計上
		○○部	○○○	
		計	○○○	
	建物	○○部	○○○	
		計	○○○	
	工作物	○○部	○○○	
		計	○○○	
合計			○○○	

※上記取扱方針の対象となる資産に該当せず、令和7年度決算まで固定資産に計上していた所有外管理資産○○○百万円を特別費用に振り替えていました。

## 追加情報（会計別・部局別・事業別）

### 追加情報

その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ○所有外管理資産の状況

種類	部局	金額 (単位：百万円)	備考
土地	○○部	○○○	令和7年度決算以前 から固定資産に計上
	○○部	○○○	
	計	○○○	
建物	○○部	○○○	令和7年度決算以前 から固定資産に計上
	計	○○○	
工作物	○○部	○○○	令和7年度決算以前 から固定資産に計上
	計	○○○	
合計			○○○

※部局欄は一般会計財務諸表にのみ表示

## 参照規程：大阪府財務諸表作成基準

### （重要な会計方針）

第27条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

#### （5）その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### （重要な会計方針の変更）

第28条 重要な会計方針等を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

#### （1）重要な会計方針（会計処理の原則又は手続）を変更した場合には、その旨、理由及び財務諸表に与える影響

### （追加情報）

第31条 貢務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

#### （5）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項